

平成 27 年度 第 6 回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	平成 27 年 11 月 2 日（金）19 時 00 分から 20 時 50 分まで	
開催場所	国立市役所 1 階 東臨時事務室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 石田環（市民） 鳩山徹郎（公益財団法人東京 YMCA） 樋口景子（市民） 堀江建治（日本ボーイスカウト東京連盟） 牧野陽一郎（国立市立小・中学校校長会） 藪田圭以子（国立市認証保育所連絡会） 吉田順（国立市私立保育園園長会）
	事務局	馬橋利行（子ども家庭部長） 田代和広（児童青少年課長） 松葉篤（子ども政策担当課長） 清水周（児童青少年課課長補佐兼児童・青少年係長） 坂巻隆征（同 保育・幼稚園係長） 庄司沙絵（同 児童・青少年係）
欠席委員	堀井雅道（国士舘大学） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 本島純子（市民）	
議 事	（1）「第三次国立市子ども総合計画」素案についての審議 （2）パブリックコメントについて （3）今後のスケジュールについて （4）その他	
傍聴人の数	3 名	
配付資料	会次第 資料No. 6-1 第三次国立市子ども総合計画 1～3 章（答申案） 資料No. 6-2 第三次国立市子ども総合計画 重点施策（答申案） 資料No. 6-3 「コラム欄」の執筆依頼と形式について	

議事要旨

第6回子ども総合計画審議会 開会の挨拶

●会長

本日はお忙しいところご参集いただきありがとうございます。年内は今回で最後となる。初めに配布資料の確認をお願いします。

●事務局

資料の確認。

●会長

前回の審議会後、ご意見を踏まえて変更した点があるので、説明をお願いします。

議事（1）「第三次国立市子ども総合計画」素案についての審議

●事務局

資料6-1に基づき「第三次国立市子ども総合計画」の第1章について説明。

●会長

1章についてご意見等はあるか。

●委員

前回資料で「しかしながら」以降の書き出しにあった、社会背景の文言は削除したということでよいか。ニート、ひきこもり、不登校、インターネットの普及による情報化、児童虐待など子育て環境が困難な状況にあるという文言である。

●事務局

中段以降にある。

●会長

凝縮した形で書かれている。

●事務局

経済情勢が仕事の困難さや子育て感につながるかもしれないが、その理由だけで少子化の進行に結びつかないので、法の制定など手は打っているがさらに悪化しているという書きぶりを変えている。

●委員

説得力が増したと思う。了解した。

●会長

3ページの2行目は「時代」ではなく「次代」になる。

社会背景と今の問題を結びつけるのは難しいので、現在の子どもたちが置かれている課題が中心になっている。

では次に第2章について説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき「第三次国立市子ども総合計画」の第2章について説明。

●会長

21～23ページは満足度を中心に掲載するということである。

第2章についてご意見等あるか。

●委員

不登校の問題は慎重に扱った方がよい。同列に扱っていいのかどうか、迷うところである。

●会長

「(3)不登校・ひきこもり」とつなげてあるが、分けて書くというのはいかがであるか。

●委員

そのほうがよいと思う。項目を分けたほうがよい。(2)若年無業者とフリーターも並べてよいのか。若年無業者はいわゆるニートと呼ばれる人を想定しているとする、フリーターと分けたほうがよい気もする。重なり合ってはくるが、労働状況が安定していない若者たちということだとは思いますが。

●会長

そういうふうの説明しないと、マイナスのイメージで捉えられてしまう。

●委員

項目を分けたほうが誤解がないと思う。

●委員

私もそう思う。

●会長

では分けて書く方向で。

国立市内の不登校の人数は掲載するかしないか、全国の数にするか、検討するという
ことであるか。

●事務局

不登校の原因がはっきり追究できない段階で、データを入れるのはどうかと思うので。
行かせようとしているのに行けない状況なのか、行きたいのに行かせないのであれば虐待
だが、内容が分からないので、相談体制でそういう子どもを救う仕組みをつくることのほ
うが丁寧なのではないか。

●会長

いかがであるか。

●委員

今の話で後半が理解しきれなかったのだが、相談のほうにこのデータを入れていくとい
うことか。

●事務局

入れるのであれば、後程審議する重点施策の「子どもの権利の尊重」のところで、相談
体制がまだしっかりできていないので、そちらでもいいかと思う。

●委員

そのほうがすっきりするかもしれない。若年無業者とフリーターとひきこもりはだいた
い年齢層が重なるが、不登校を同列に語るのは違和感がある。ここはあくまでも 39 歳以下
の困難を抱える若者のデータということによい。

●会長

一番うしろに虐待が出てきているので、これを貧困の次に入れるほうが並びとしていい
のではないか。

ほかにはいかがであるか。

●委員

前回あった、しょうがい児のデータは別のところに持って行ったということか。

●事務局

ここに数字を上げるのに意味があるのかと思い、人数が多いから支援するとかしないとい
うことではないし、他のデータとは違うのではないかと思う。

●会長

先ほど、ひきこもりの方への調査結果を掲載するということがあったが、どうなっているか。

●事務局

15歳から64歳の市民から、1000人を無作為抽出してアンケートを実施した。必ずしも回答者がひきこもり状態にあるかどうかの調査ではなく、ひきこもり状態にある方に行くかもしれないし、家族に抱えている方に行くかもしれないし、近所にそういう人がいる方に行くかもしれないというのを含む基礎調査である。もしくはひきこもり状態ということに対して認識していない方、社会問題として捉えずになまけ癖だと認識している方の手元に行くかもしれないので、広い意味での調査である。回収締切は過ぎていて、現在、集計しているところである。

●会長

ひきこもりの方を把握するのは難しいと思うので、そういった形での調査ということ。

●事務局

その結果を受けて国立市としてどのようにアプローチしていくか、そもそもアプローチが可能なのかを含めて、基礎調査をしている。それに加えて、51名の民生委員・児童委員対象に、そういう人に出会ったことがあるか、どういう対応をしたかという調査も実施している。

●会長

了解した。

アンケート調査の概要については、施策で関連する部分の背景として調査結果を掲載するということである。

では次に第3章について説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき「第三次国立市子ども総合計画」の第3章について説明。

●会長

27～29ページについてご意見はあるか。

計画の必要な視点は網羅していると思う。

●委員

前回欠席したので、既に質問があったかもしれないが、視点は、国立市独自にこのような視点をもって、ということを示しているものであるか。

●会長

そうである。この計画をどういう視点から具体化していくのかということである。

●委員

自治体の独自性を示しているところでもあるということか。

●会長

そうである。「子どもの最善の利益」や「子どもの権利」、「生存・発達の権利」といった子育て支援を強く押し出して、かなり独自性がある。

●委員

前回よりも文章がわかりやすくなっていると思うが、一つ言葉が分からなかったのが視点5の「自己効力感」で、初めて聞いたがどういう意味であるか。

●事務局

「自己肯定感」に似ているが、成功体験を積んでいくことでやればできるという感じである。

●会長

子ども自身が試行錯誤して得ていくものという意味合いだろうか。

●委員

自分には効力があるという感覚か。

●会長

造語というか、一般的には使われていない言葉だろうか。

●事務局

調べていると比較的出てくる言葉である。

●委員

最近使われて普及している言葉ということか、了解した。

●会長

「自己肯定感」という言葉を使うのもどうかというご意見もあったかと思うが、日本はほかの国に比べてあまりにも低いということで、ここでは使用することにしたい。

●委員

多用しなければいいと思う。何となく意味は伝わってくる。こういうものを逆手にとつ

てロジックを組み立てて、ますます若者が厳しい状況に追い込まれていく場合もあるので、強い意味を持たずに何となく意味が伝わるといっているのであれば、視点で言いたいことは分かるのでいいと思う。

●会長

視点についてはよろしいだろうか。

30～31 ページについて、「取組み」が「施策内容」のほうがふさわしいところや、施策に事業が含まれていたり、どのような呼び方がいいのか、難しいところだが、委員のご意見はどうか。

●委員

「施策」とすることでどういう制限がかかってくるのか。取組みと施策の違いはどのような点であるか。

●事務局

例えば「子ども連れで外出しやすいまち」というと大きい意味合いで施策になるが、「赤ちゃん・ふらっと」などは事業になる。施策で出ているものと事業とが混在している。「取組み」ということで見ればそれぞれが取組みである。

●委員

事業と取組みのさらに大きなカテゴリーが「施策」ということか。

●事務局

本来はそうである。

●委員

抽象度が高い文言で書いていけるのは施策のほうであるか。

●事務局

行政では、事業があつて、施策政策といって一定の目的を達成するために講ずる施策がある。取組みという言葉自体はあまり使わないので、ここでは広義にするか狭義にするかによって違うが、分かりづらくなっているので整理したい。

●事務局

例えば「虐待対策の推進」というと施策であるが、その下に具体的取組がある。

●会長

「取組み」のところはむしろ「施策」や「施策内容」で、体系の一番右は「事業」と呼ぶには広いものも含まれている。

●事務局

事業の複合体のようなことなので、取組みか、施策と呼べなくもない。

●事務局

「虐待防止・対策の強化」や「ひとり親家庭への支援の充実」は施策であるが、「子どもたちがのびのびと過ごせる居場所の拡充」はいろいろあって、一つのことに對する施策ではないので広義の施策になっている。

●会長

第二次の計画は「重点施策」という呼び方であった。今出てきている施策を細かく事業ベースにするのは無理なので、呼び方で工夫するしかないという感じだろうか。

●事務局

いずれにしても今の体系が変わるわけではないので、事務局で検討させていただく。

●会長

では次に重点施策に移りたい。前は「子育て支援」の重点施策を確認した。今回は「子育て支援」から審議していくが、前年から「子育て支援」で変更になった部分もあるので、説明をお願いします。

●事務局

資料6-2に基づき、「子育て支援」の重点施策「子どもの権利を守る体制づくりの推進」について説明。

●会長

前回の案を見直して、何に取り組むことが一番子どもにとって大切なのか、有効なのかを考えた案になっているかと思う。いかがであるか。

子ども自身からの相談というのは、今は子ども家庭支援センターが窓口としては中心であるか。

●事務局

中心の一つである。教育委員会ではいじめ110番があったり、教育センターで個別に相談を受けている。ケースによっては情報共有している場合もあるが、子どもが自分から電話をするというのは必要があればしなさいという感じなので、そうではなくもっと寄り添うというか、子どものいるところに入っていくことが必要かと思う。

●会長

子どもから相談があるというのは現状では少ないということで、現状を見直して子ども

自身からの相談体制を作り上げていくということになると思う。

「子育て支援」でほかに変更になった点はどこか。

●事務局

「課題を抱える子ども・若者支援の推進」「外国籍の生徒への学習支援の充実」「子どもの居場所づくりの拡充」について説明。

●会長

支援が届いている場所が児童館になるので、そこを組み込んでいく。

●委員

難しい問題なので発言しようか悩んでいたのだが、子どもの権利の尊重は重要だと思うし、子どもに限らずしょうがい者や弱い立場にある人たちが長い歴史の中で獲得してきた重要なものだと思っている。書き直されたのを拝見しても何も申し上げることはないし、児童館も子どもが行く場所を見直してアクセスできるようにとか、継続的に学習、研究していくことなど具体的でよいと思う。しょうがい者の権利は施策も進んできているが、しょうがい者の権利概念と、具体的にしょうがい者の人たちがそれをもとに作られた施策の中で生活や介助の支援を受けていて、どういう状況になっているかと言うと、大きな問題となっているのが、親密な関係性の中では権利だけではどうしようもないことがあるということである。俗に介助者手足論と言われているように、しょうがい者が社会的に生きていくためには支援者の手を借りていかななくてはならず、家族同様の親密な関係を築いていかなければいけないが、権利をふりかざすことによって、親密になるべき人が離れていってしまうという事態がしょうがい者の権利と自立支援で問題になって、どうしたらいいかという議論になっている。でも、権利と言うのは行政の施策において社会的に弱い人たちが確実に獲得してきたものであるから、守っていかななくてはいけないものだが、学習会や研究会をされるときには、単に権利を周知するだけではなく、権利を主張することと、実際に親密な関係性の中で子どもたちが生活をこれからも続けていくという現実があって、そこまで見ていかないと権利が生きていかないと。ここに書き込んでほしいという訳ではないが、子育て支援と離れたところで行われていたしょうがい者の権利と自立支援のところではそういった課題が議論されていることもご承知おき頂いて、子どもの権利もどういうふうに取り組んでいけばいいかということまで見ていただきたい。子どもはSOSを出したときに周りの人が何かしてくれたとしても、結局は親と生活しなければいけないし、親はいつまでたっても親であるので、その視点が重要だと思う。

●会長

子どもの権利をいかに具体化していくか、慎重に作り上げていくことが問われてくると思うし、子どもの権利の研究というのがあるが、子ども自身も子どもの権利学習が必要かと思う。相談体制や児童館などで子どもに寄り添いながら子どもの権利を具体化していく専門職がどういうふうに関わるのか、工夫があってこそよりよい形で実現できると思う。

今ご意見いただいたことを踏まえて事業を設計していくことが必要だと思う。

ほかに「子育て支援」で補足説明が必要なところがあれば事務局から願います。

●事務局

17～18 ページで「放課後子ども総合プラン」についても審議を進めているところであるが、総合計画の後ろに別章で「放課後子ども総合プラン」を掲載しようと考えているので、視点だけ掲載し、ここでは具体的に記載していない。あとは前回どおりである。

●会長

続いて「子育て支援」の重点施策について説明をお願いします。

●事務局

資料6-2に基づき「子育て支援」の重点施策について説明。

●会長

ご意見等あれば願います。

●委員

総合窓口の創設というのはいいと思う。子どもを産んで国立市に転入してきたが、その際に市民課で手続きをし、子どもに関しては自分で保健センターに行った。前に住んでいた保健所から国立市の保健センターに情報がいっていたので、電話をしたら担当者が訪問してくれた。転入転出の方も多と思うので、このサービスと一緒にに入れていただけたらと思った。

先日、富士見台の団地でハロウィンのイベントをやっており、その前もゴリラ公園で環境フェスタをやっていた。土日で市の職員は大変だと思うが、相談窓口をその場で設けるのは難しいので、そういう時に事業や施策の周知、PR活動をすれば、より多くの父母に浸透するのではないか。

●会長

妊娠時だけでなく、転入してきた人に対してもこういった窓口での対応と、新しい事業、あるいは子どもの直接相談の充実など色々あるので、いかに伝えていくのか、工夫がされるとよい。

●委員

私は自分で子ども家庭支援センターに行って、こういうところがあると知ったので、行かなかつたら分からないままだったろう。市民課で転入手続きはできるが、地域の情報を集めるのは周りに誰もいないとなかなかできないので、窓口で案内いただけるとありがたいと思う。

●委員

学習支援というのは具体的にどういうことをするのか、具体的にイメージがわからない。今迄支給していた学習塾の費用などの制度は残っていくが、制度や社会資源の周知をする学習支援ということであるか。

●事務局

A S Sというのは学校の勉強が難しくなっている小学5、6年生に、学習習慣の定着のようなことをやっているが、生活保護世帯を例に説明すると、親も子どもも勉強する必要性をあまり感じていないような世帯に対して、学習支援員をつけて学習を促すことによって意識を変えていく。まず学習習慣をつけていくことが必要であると思う。ひとり親家庭も、寂しい思いをしている子どもに、大学生などが接することによって子どもの様子をみたりして関係性をつくっていく、その中で勉強を一緒にやっていくというようなものを考えている。

●委員

参加するのは子どもであるので、支給の申請をしない方が多い中でどうやって参加を促すのか。

●事務局

生活保護世帯など、あまりオープンにするものではない。ひとり親家庭も、子どもが通ってくる中で関係性ができてくると家庭の様子も分かってくる。親とも引き続きの面談で変わっていくというようなものなので、個人的に案内していくことになると思う。これから各課で打ち合わせをしていくところである。

●委員

13事業の中の利用者支援事業のことであるが、助成金がつくこともあって、きめ細かな小さな問題に対してどういうふうにピックアップして対応していくか、全国的に進んでいる事業である。「子育て玉手箱」というネットワークがあり、先日も会議があったが、国立市では行政が主導して様々なことをやろうとしていると発言してきた。世田谷区では保育園、幼稚園が足りないこともあり、どんな形でも手を差し伸べなくてはならないということで、NPOがきめ細かに出かけて行って要望を聞いて対応をするという活動が進んでいる状況を見て、国立市でももっと要望や状況を拾い上げなければいけないのではないかと思った。私の保育園でもかなりきめ細かくやっているが、この事業には合致していないので助成金をもらっているわけではなく、ある意味善意でやっている。そういうことがいろんなところで恐らくあるのではないかということも含めて、相談窓口だけではなく、まとめて一つの事業にしていけたら前進ではないだろうか。他がすごく進んでいるので驚いた。

●委員

私も以前関連する話をしたと思うが、国立市は活動的な女性が多く、NPOなどの活動をしている方もたくさんいて、子育て中のお母さんも能力のある方がたくさんいて、行政の手が行き届かないところできめ細かく活動している。何が足りないかと言うと資金なのだが、現状それが難しい中で、連携したり、アプリを作るのであれば事業を提示したり、NPOを作る時にスタートアップ支援などのバリエーションを増やすことができれば良いと思う。

●委員

総合相談窓口はとても大切なものだと思うが、来るのを待つのではなくこちらから出かけて行って手を差し伸べるシステムができることも重要である。

●会長

分かりやすい窓口をつくることも大切だが、その背景として、NPOや保育所などで様々な困りごとの相談がされている中で、明らかになった課題を連携しながら対応していけるような、ネットワークのようなものであろうか。以前新聞にも国立市で民間の学童保育をされている方が掲載されていた。まず誰がどこでどんな活動をしているのか知るところからネットワークを作り、システムとして作り上げていくことが重要かと、お話を聞いて思った。まちの姿勢だけでなくアウトリーチというか、妊娠届を出さない方もいるし、妊娠届から出生届けまで間があくので、どう埋めていくか。マイ保育所事業などをやっているところもあるし、かかりつけ保育所などもあるので、さらにいろんな工夫があるとよい。

●委員

それと同時に生活困窮世帯で言うと、生活保護の窓口は行政なので、必ずアクセスできる場所であるから、そこを通して事業の入り口を提示していくことは重要だと思う。行政は必ず接触するところであるという重要な部分を活かしていくということを忘れずにやっていくとよいのではないか。

●会長

続いて「地域支援」の重点施策について事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料6-2に基づき「地域支援」の重点施策について説明。

●会長

「地域支援」の重点施策についてご意見等はいかがであるか。

28～29 ページは「(2) 多様な教育・保育の充実」ということで2つの重点施策があるが、これを一体的にしたほうが望ましいのではないかという委員のご意見がある。

●委員

総合的に考えて「保育施設の充実」であれば理解できるが、重点施策として公立保育園を民営化させるという意識を感じたのだが、本当にそうだろうか。国立市にとって大切な財産なのではないだろうか。非常に難しい問題だと思ったので、なぜ2つになっているのか説明を頂きたいと思ったし、公立保育園の民営化についてはもっと慎重であるべきだろう、十分な論議をすることが必要ではないかと思ったので意見を述べた。

●会長

民営化検討委員会が出てきたものをそのまま載せたということか。

●事務局

公立保育園の民営化については、過去に市の財政改革審議会で、13園のうち4園公立保育園があり100人以上の大きな規模であるのでターゲットになった。財政面では提言されたのだが、保育審議会を別途立ち上げて公立と私立のあり方を考えて検討していくことになる。

●会長

他の委員はどうお考えか。

●委員

財政の問題ですぐに民営化するという問題ではないと思う。私立と公立があっとうまく保育ができていない面もあるし、今後人口があまり変わらないという中で、待機児童がいるから増やせばいいという問題でもない。公立だからできる保育、私立だからできる保育というのが今後求められるのではないかと思う。保育の中身は子どもに合った保育、親のニーズに合った保育、休日勤務がある方は公立の1園でやっていくとか、病児保育もまだ1園、一時預かりも私立だが2園しかないが、うまく公立でやるべきこと、私立でやるべきことも、保育施設の充実としては必要なのではないか。

●会長

多様な子育て・子育て支援のニーズに応じた、メリハリのある公立・保育を含めた仕組みづくりを進めていくという方向で、この2つを合わせた形でやっていくほうがいいのではないかということである。一番大事なのは、親と子どもが置かれている状況に即した形で、今ある社会資源をどううまく生かして仕組みを作り上げていくかということだと思うので、そういう内容に再編成したほうがいいのではないか。ただ、平成27年4月で待機児童が119人ということで、少し増えたか。

●事務局

かなり増えている。10月はさらに増えている状況である。

●会長

続いていくようだと問題だと思う。

●事務局

昨年度審議していただいた支援事業計画に基づいて、平成28年4月に保育園が1園、0歳から2歳に特化した60人規模の園が開設される。

●会長

そこで少しは吸収できるということである。

全体を通してでもよいが、何かご意見はあるか。

●事務局

「あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進」は、ともすると悪い子どもを排除することに陥る恐れがあるので、課題を抱えている子どもとして視点を除いてはいけないと思う。そういう子どもの居場所があるべきという視点は外さず、川崎の事件のように加害者・被害者両方が未成年であり、被害者を救済すればいいのではないという視点をもたなければいけない。

●会長

「安心・安全なまちづくり条例」がマイナスのほうに行ってしまうと逆に住みづらくなってしまふということがあると思う。

●委員

夜回り先生を思い出すが、悪いところに屯する子どもたちの中に救済を求めている子がいるというのは確かにある。

●会長

重点施策がたくさん出ているが、誰が具体化していくか、担い手の問題もあわせて考えていく必要があると思う。行政がすべてできるわけではなく、担い手があってこそ可能になってくると思うので、取り組みながら協力していただける様々な担い手とのつながりを作っていくことも大事かと思う。

では、よろしいだろうか。今後の流れをお願いする。

議事（2）パブリックコメントについて

●事務局

本日で素案についての審議は終了するが、今後のご意見は連絡いただきたい。12月定例会で素案の報告となる。その後パブリックコメント、意見交換を経て2月に答申となる。

●会長

またご意見があれば事務局に連絡をお願いする。パブリックコメント後も微修正は可能であるので確認いただきたい。

議事（3）その他

●事務局

資料6-3をもとにコラムの執筆依頼。

次回は来年1月の予定である。

鳩山委員の海外赴任による委員交代について。

●委員

挨拶

●会長

本日はこれで終了とする。どうもありがとうございました。

閉会